

県立高等学校における1人1台端末の活用について



※ イメージ図は生成AIを用いて作成

県立高等学校では2026年度入学生から、情報活用能力の更なる向上を目指し、学校の端末の貸与を受けるか、自分の端末を学校に持ち込む（※BYODと言います。）かを選択できるようにします。

生徒たちが自分に合った端末を、「いつでも・どこでも」活用できるということは、日常の様々な場面で情報活用能力の向上が期待され、社会を生き抜く力を身に付けることに繋がります。

※ BYOD (Bring Your Own Device)

企業や学校等で、従業員や生徒が、個人で所有する端末を持ち込み、利用すること

中学校3年生の生徒及び、その保護者を対象として、BYODについて、アンケートを実施します。 右のQRコードからご回答をお願いします。
(締切：2025年6月30日まで)



生徒用



保護者用

1. 情報活用能力の向上が必要な理由について

社会では、あらゆる分野や職業において、端末や多様なソフトウェア、クラウド環境等のICTが日常的に活用されています。また、生成AIをはじめとする先端技術の高度化により、情報や情報技術を主体的に選択し、活用していく力が求められています。

大学などでは

- ・自分の端末でレポートを作成
- ・オンラインによる授業
- ・学校等からの連絡を共有
- ・オンラインで就職活動



職場では

- ・サービス業：インターネット取引、WEBページ作成
- ・建設業：設計(CAD)、測量(ドローン)
- ・農業：作物等の遠隔管理



2. 県立高等学校における端末の活用について

生徒たちが、これからの時代を生き抜く力を身につけるためには、学校の教育活動の中で日常的に端末を使いこなし、自ら課題を発見し、解決する経験を積み重ねることが大切です。

学校では

- ・情報収集
- ・資料の配布
- ・レポート作成
- ・小テスト
- ・意見集約
- ・アンケート
- ・プレゼンテーション



家庭では

- ・課題配信、提出
- ・探究活動
- ・学校との連絡
- ・予習、復習
- ・資格取得のための学習
- ・動画教材の視聴による学習



Q1：BYODと貸与ではどう違うの？

BYODの端末は、個人の持ち物なので、画面等の設定やアプリのインストールなどは自分の使いやすいよう調整できます。

貸与端末は、今まで各学校で生徒に貸与していたものとなります。アプリのインストール、セキュリティ、端末の設定などは学校の指示に従って管理することになります。また、貸与端末のOSは指定できません。

Q2：端末は買わなければいけないの？

学校から端末の貸与を受けるか、BYODかを選択できます。BYODの端末は、既にご家庭で使用しているものでもかまいません。ただし各学校が提示する端末のスペックを満たすよう準備してください。

Q3：BYODの端末を買う場合はどうするの？

県教育委員会では、できるだけ安価で買える仕組みを検討中ですが、お気に入りのお店で購入しても構いません。購入する場合も、各学校が提示する端末のスペックを満たすよう準備してください。

来年3月後半に各学校で開催する入学予定者説明会で、購入方法や貸与方法、必要とする端末のスペック等について説明する予定です。

注意：推奨OSはChromeOS、Windows、iPadOSのいずれかです。
スマートフォンは、1人1台端末としては利用できません。

【お問い合わせ】 和歌山県教育庁 教育総務局 教育政策課 教育DX推進班
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
TEL: 073-441-3710
E-mail: e5015001@pref.wakayama.lg.jp